消費税の達人（令和元年度以降用）

fromジョブカン会計 Desktop 運用ガイド

この度は、「消費税の達人（令和元年度以降用）fromジョブカン会計 Desktop」をご利用いただき誠にありがとうございます。
「消費税の達人（令和元年度以降用）fromジョブカン会計 Desktop」は、株式会社ジョブカン会計の「ジョブカン会計 Desktop」の会計データを「消費税の達人」に取り込むためのプログラムです。このマニュアルでは、「消費税の達人（令和元年度以降用）fromジョブカン会計 Desktop」のインストール手順や操作手順について説明しています。

目次

1.対応製品 3

2.動作環境 4

3.インストール方法 5

1.「達人Cube」からアップデートする場合 5
2.「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合 9

4.運用方法 11

1.「ジョブカン会計 Desktop」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合 11
2.「ジョブカン会計 Desktop」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合 12

5.操作方法 13

1.「ジョブカン会計 Desktop」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合 13
2.「ジョブカン会計 Desktop」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合 17

6.連動対象項目 22

「ジョブカン会計 Desktop」から連動するデータ（連動元） 22
「消費税の達人」に連動するデータ（連動先） 24
［基礎データ（一般用）］画面 25
［消費税額の調整額］画面 28
付表２－１　課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表［経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用］ 29
付表２－２　課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表［経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用］ 30
付表２－３　課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 31
消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用） 32
消費税の還付申告に関する明細書（法人用） 33
課税売上高及び消費税額等の予測表（一般用） 34
［基礎データ（簡易課税用）］画面 35
課税売上高及び消費税額等の予測表（簡易課税用） 38

7.アンインストール方法 39

8.著作権・免責等に関する注意事項 40

1.対応製品

「消費税の達人（令和元年度以降用）fromジョブカン会計 Desktop」に対応するNTTデータの対応製品及びジョブカン会計の対応製品は以下のとおりです。

会社名	対応製品
株式会社NTTデータ	消費税の達人（令和元年度以降用） Professional Edition
	消費税の達人（令和元年度以降用） Standard Edition
株式会社ジョブカン会計	ジョブカン会計 Desktop22
	ジョブカン青色申告/確定申告 Desktop22

注意

本書は、出版時点での最新プログラムの画像を使用しています。

2.動作環境

「消費税の達人（令和元年度以降用）fromジョブカン会計 Desktop」に必要な動作環境は「１.対応製品」（P.3）に記載の株式会社ジョブカン会計の［対応製品］と同様です。

注意

- 「消費税の達人（令和元年度以降用）fromジョブカン会計 Desktop」のインストールやプログラムの起動を行うには、「１.対応製品」（P.3）に記載の株式会社ジョブカン会計の［対応製品］のいずれかをインストールしている必要があります。
- 「消費税の達人（令和元年度以降用）fromジョブカン会計 Desktop」の起動中に、「ジョブカン会計 Desktop」の起動、及びアンインストールはできません。

3.インストール方法

「消費税の達人（令和元年度以降用）fromジョブカン会計 Desktop」をインストールする手順は、「達人Cube」からアップデートする方法と「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする方法の2パターンあります。

注意

インストール作業中に［ユーザーアカウント制御］画面が表示されることがあります。その場合は［はい］ボタンをクリックして作業を進めてください（必要に応じてパスワードを入力します）。

1.「達人 Cube」からアップデートする場合

1. **「達人Cube」にログインし、［アップデート］をクリックします。**

［アップデート］画面が表示されます。

2. ユーティリティ［オプション］をクリックします。

［オプション］画面が表示されます。

3. ［更新情報］タブ－［更新情報を取得する範囲（データ連動）］において該当の［連動元（会社名）］をクリックしてチェックを付け（①）、［OK］ボタンをクリックします（②）。

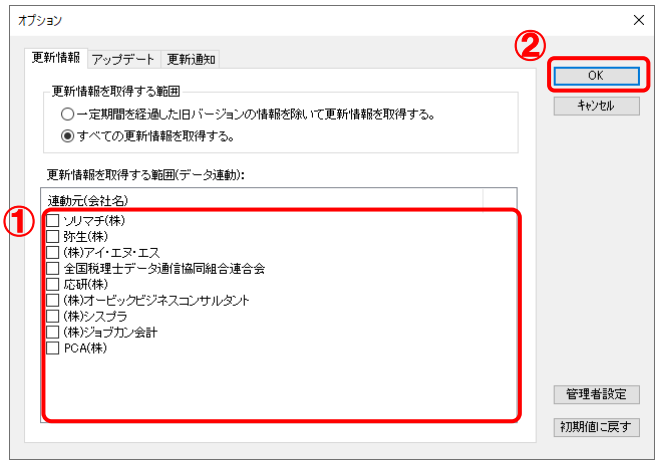

［アップデート］画面に戻ります。

4. アップデートコンテンツ［データ連動］をクリックします。

［データ連動］画面が表示されます。

5. ［更新情報を取得］ボタンをクリックします。

連動コンポーネントが表示されます。

6. **該当の連動コンポーネントをクリックして選択し（①）、［アップデート］ボタンをクリックします（②）。**

［InstallShield Wizard］画面が表示されます。

7. **［次へ］ボタンをクリックします。**

［使用許諾契約］画面が表示されます。

8. **使用許諾契約書の内容を確認し、同意する場合は［使用許諾契約の全条項に同意します］を選択し、［次へ］ボタンをクリックします。**

［プログラムのインストール準備完了］画面が表示されます。

9. **［インストール］ボタンをクリックします。**

インストールが開始されます。

10. **［InstallShield Wizardの完了］画面が表示されたら、［完了］ボタンをクリックします。**

以上で、「消費税の達人（令和元年度以降用）fromジョブカン会計 Desktop」のインストールは完了です。

2.「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合

1. **「達人」オフィシャルサイトの連動会計・給与ソフトの連動コンポーネントダウンロードページ（https://www.tatsuzin.info/rendousoft/rendou_download.html）を開きます。**

2. **該当の「達人シリーズ」のソフト名をクリックします。**

該当の連動会計・給与ソフトメーカー覧画面が表示されます。

3. **該当の連動会計・給与ソフトメーカの[ダウンロード]をクリックします。**

該当の連動会計・給与ソフトメーカの最新の連動コンポーネント一覧画面が表示されます。

4. **該当の連動コンポーネントの[連動コンポーネントをダウンロードする]ボタンをクリックします。**

画面の一番下に通知バーが表示されます。

5. **［保存］ボタンの右にある記号をクリックし（①）、表示されるメニュー［名前を付けて保存］をクリックします（②）。**

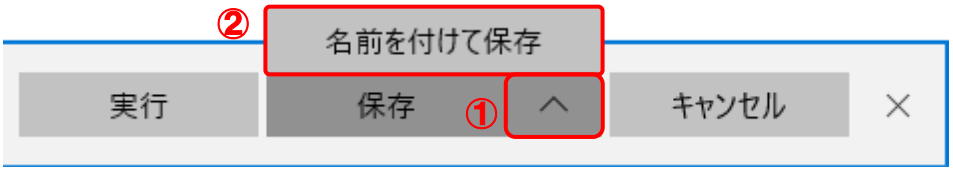

［名前を付けて保存］画面が表示されます。

6. **保存する場所を指定し、［保存］ボタンをクリックします。**

ファイルがダウンロードされます。

7. **手順6でダウンロードしたファイルをダブルクリックします。**

［InstallShield Wizard］画面が表示されます。

8. **［次へ］ボタンをクリックします。**

［使用許諾契約］画面が表示されます。

9. **使用許諾契約書の内容を確認し、同意する場合は［使用許諾契約の全条項に同意します］を選択し、［次へ］ボタンをクリックします。**

［プログラムのインストール準備完了］画面が表示されます。

10. **［インストール］ボタンをクリックします。**

インストールが開始されます。

11. **［InstallShield Wizardの完了］画面が表示されたら、［完了］ボタンをクリックします。**

以上で、「消費税の達人（令和元年度以降用）fromジョブカン会計 Desktop」のインストールは完了です。

4.運用方法

「消費税の達人（令和元年度以降用）fromジョブカン会計 Desktop」は、「ジョブカン会計 Desktop」のデータから中間ファイルを作成します。
データ取り込みの操作方法は、「ジョブカン会計 Desktop」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしているかどうかで異なります。

1.「ジョブカン会計 Desktop」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合

「消費税の達人（令和元年度以降用）fromジョブカン会計 Desktop」で作成した中間ファイルを直接「消費税の達人」に取り込みます。

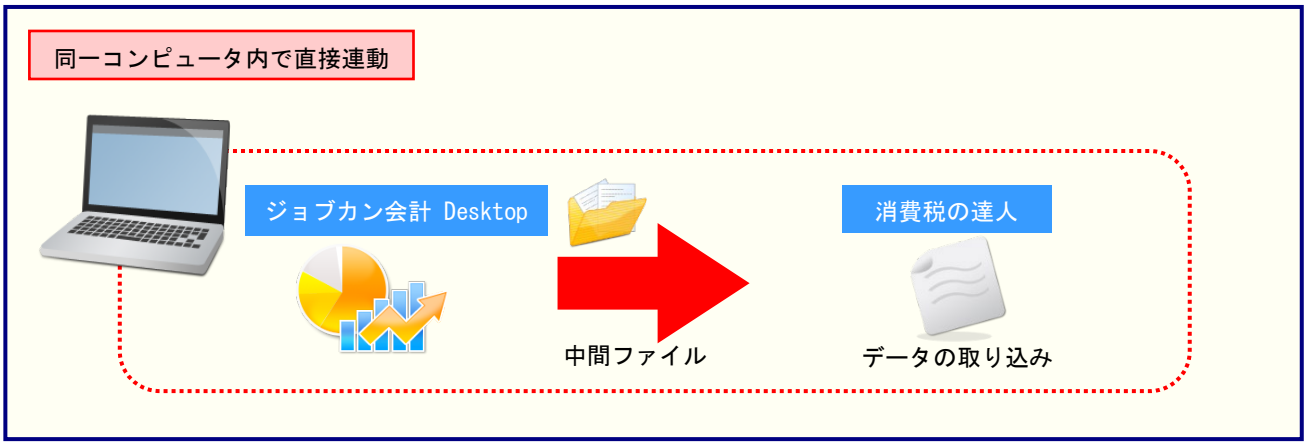

2.「ジョブカン会計 Desktop」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合

「ジョブカン会計 Desktop」をインストールしているコンピュータで中間ファイルを作成し、「消費税の達人」をインストールしているコンピュータで取り込みます。

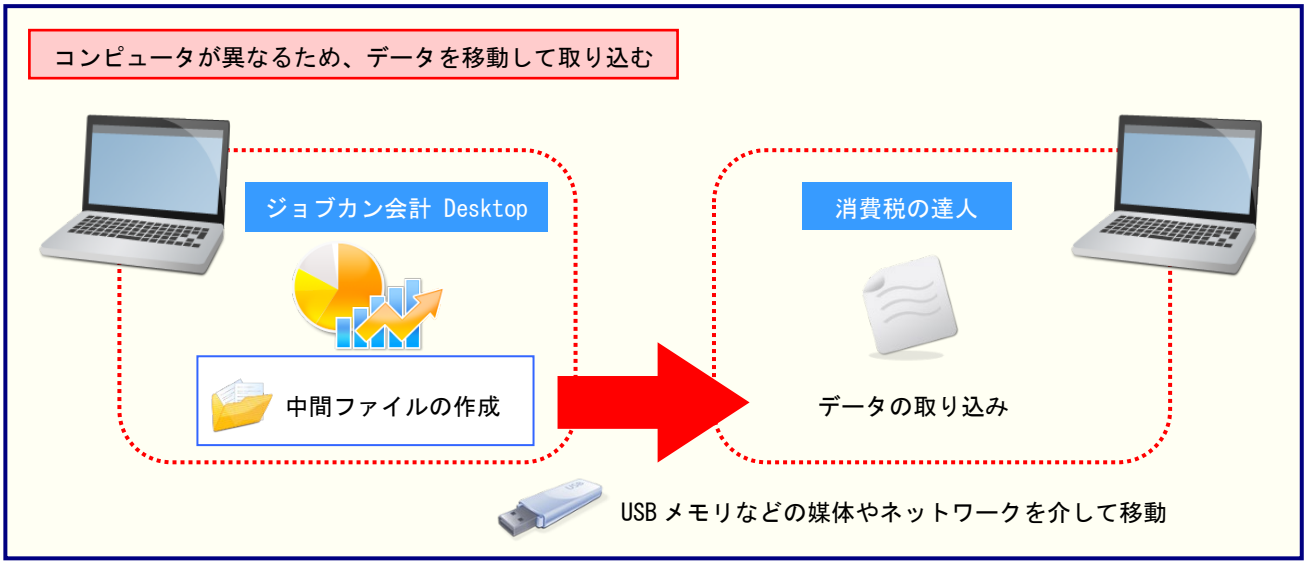

5.操作方法

「消費税の達人（令和元年度以降用）fromジョブカン会計 Desktop」を使って、以下の手順で連動します。事前に「6.連動対象項目」（P.22）を必ずお読みください。
操作手順は、「ジョブカン会計 Desktop」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしているかどうかで異なります。

1.「ジョブカン会計 Desktop」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合

1. **「消費税の達人」を起動してデータを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。**

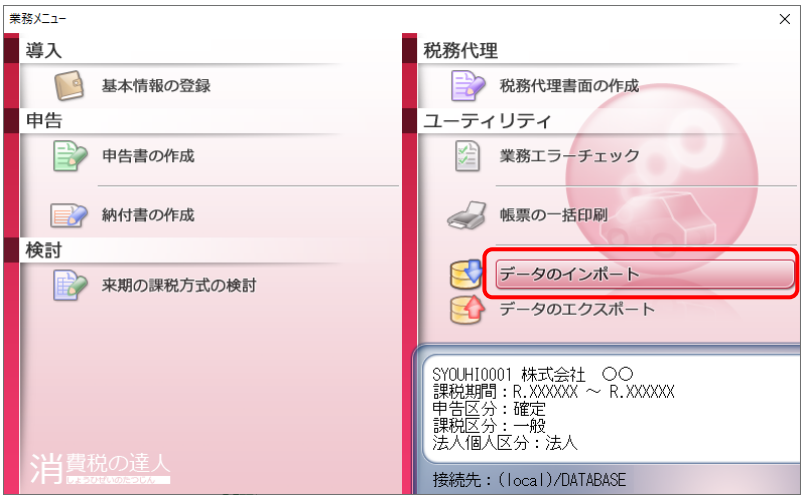

［データのインポート］画面が表示されます。

2. [ジョブカン会計 Desktopからのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。

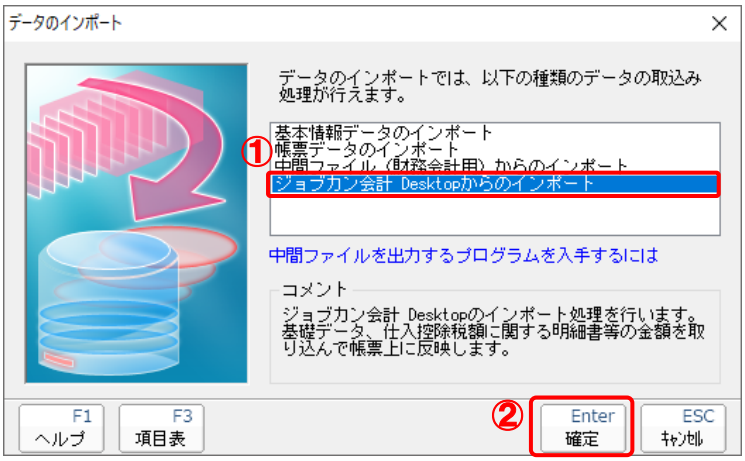

[消費税の達人(令和元年度以降用)fromジョブカン会計 Desktop]画面が表示されます。

3. [変更]ボタンをクリックします。

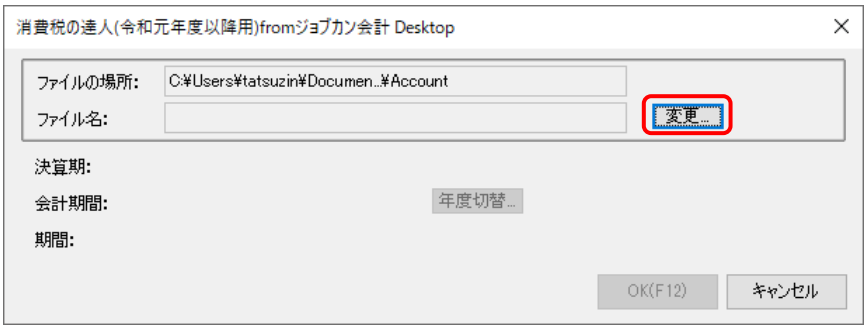

[データを開く] 画面が表示されます。

4. 「消費税の達人」に取り込む「ジョブカン会計 Desktop」のデータをクリックして選択し（①）、［開く］ボタンをクリックします（②）。

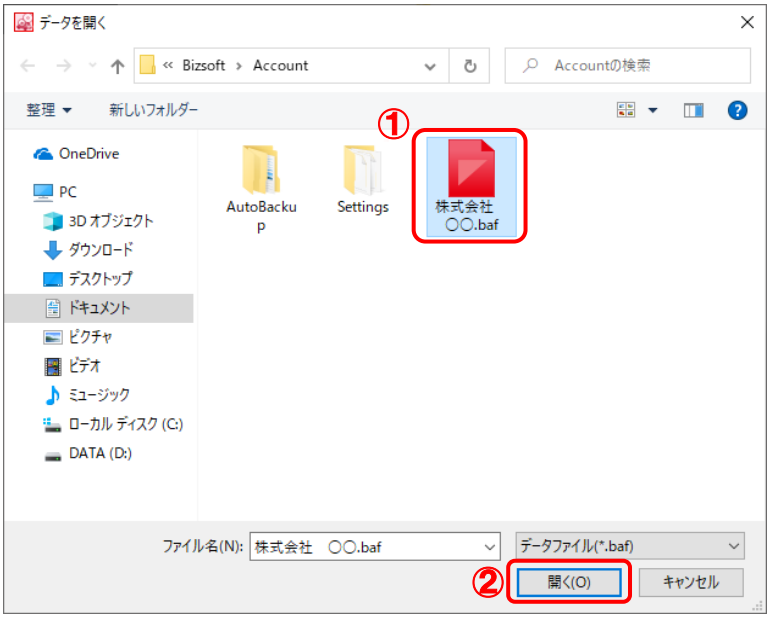

［消費税の達人（令和元年度以降用）fromジョブカン会計 Desktop］画面に戻ります。

5. 内容を確認し（①）、［OK］ボタンをクリックします（②）。

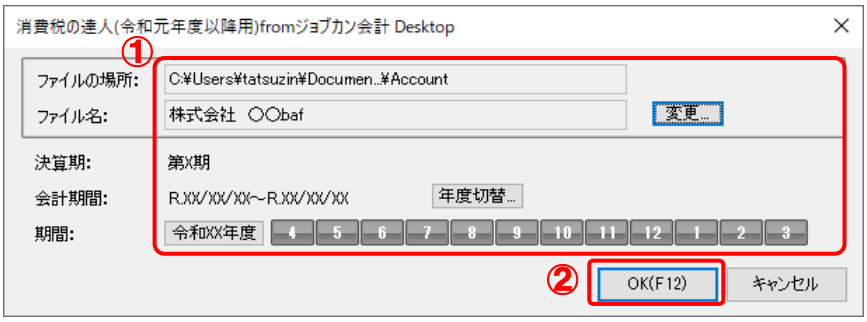

終了画面が表示されます。

※ ［会計期間］を変更する場合は、［年度切替］ボタンをクリックして表示される画面から変更します。

※ ［期間］を変更する場合は、会計対象期間の月をドラッグして変更します。

6. [OK]ボタンをクリックします。

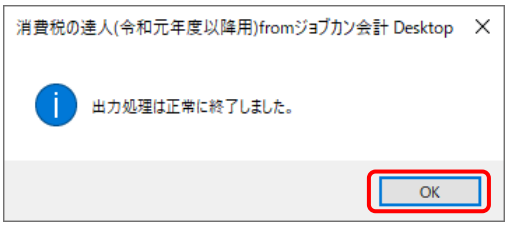

［条件設定（インポート）］画面が表示されます。

7. [インポート先の指定]を指定し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。

終了画面が表示されます。

8. [OK]ボタンをクリックします。

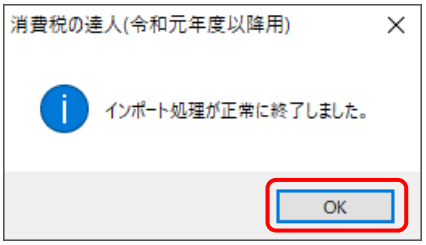

［業務メニュー］画面に戻ります。データの作成（中間ファイルの作成）が終了すると同時に、「消費税の達人」にデータが取り込まれます。

以上で、データの取り込みは完了です。

2.「ジョブカン会計 Desktop」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合

1. **Windowsのスタートメニュー［達人シリーズ］－［消費税の達人（令和元年度以降用）fromジョブカン会計 Desktop］をクリックします。**

［消費税の達人（令和元年度以降用）fromジョブカン会計 Desktop］画面が表示されます。

※ Windows 8.1の場合は、［アプリ］画面に表示されている［消費税の達人（令和元年度以降用）fromジョブカン会計 Desktop］をクリックします。

2. **［変更］ボタンをクリックします。**

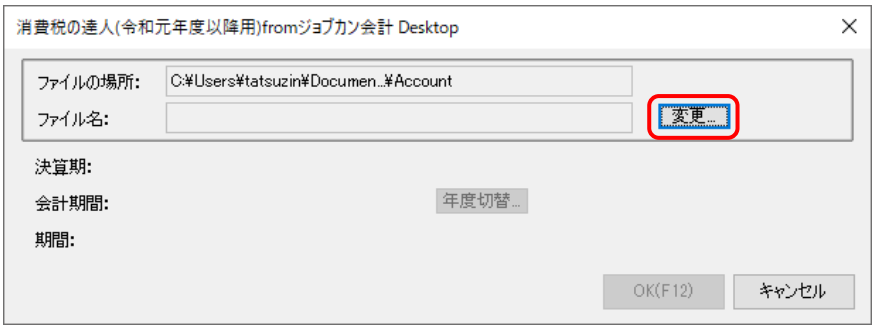

［データを開く］画面が表示されます。

3. **「消費税の達人」に取り込む「ジョブカン会計 Desktop」のデータをクリックして選択し（①）、［開く］ボタンをクリックします（②）。**

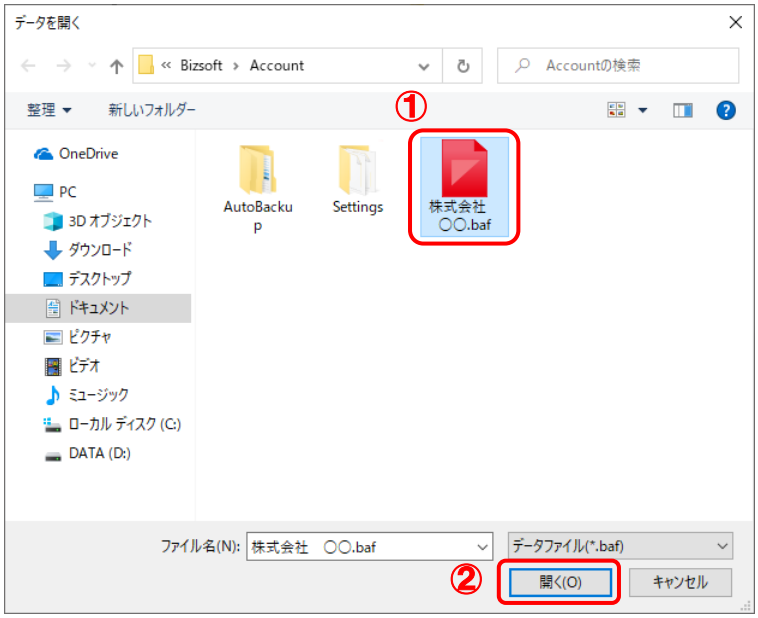

［消費税の達人（令和元年度以降用）fromジョブカン会計 Desktop］画面に戻ります。

4. 内容を確認し(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。

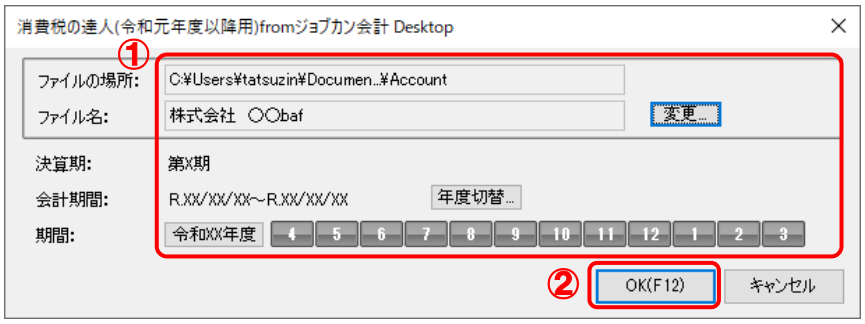

［ファイル選択］画面が表示されます。

※ ［会計期間］を変更する場合は、［年度切替］ボタンをクリックして表示される画面から変更します。

※ ［期間］を変更する場合は、会計対象期間の月をドラッグして変更します。

5. [ファイル名]を入力し(①)、[保存]ボタンをクリックします(②)。

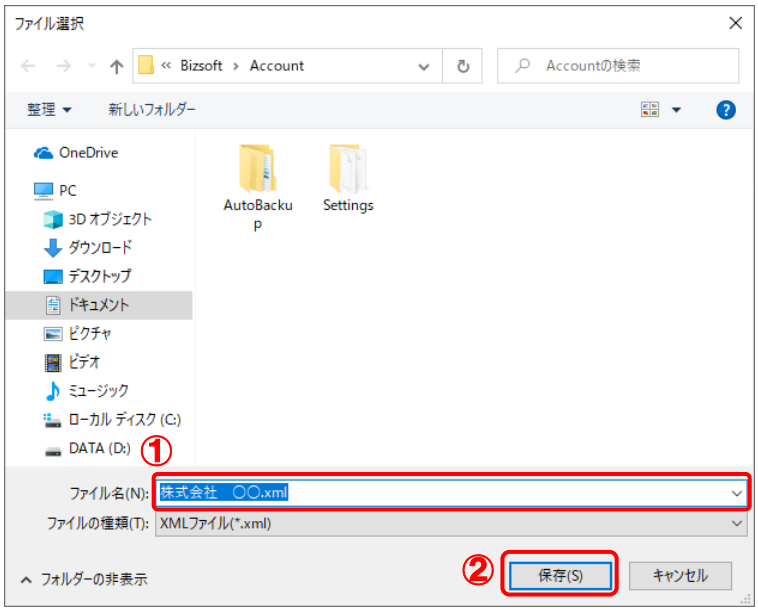

終了画面が表示されます。

※ 画面の保存する場所は、初期値で選択されている場所です。プルダウンから変更できます。

6. **[OK]ボタンをクリックします。**

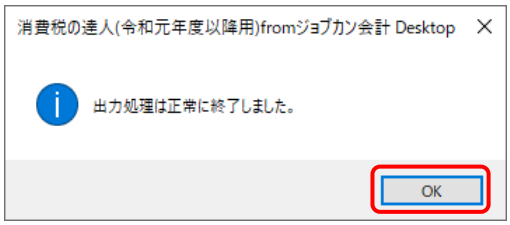

手順5で指定した保存する場所に、中間ファイルが作成されます。

7. **作成された中間ファイルを、USBメモリなどの媒体やネットワークを介して「消費税の達人」をインストールしているコンピュータに移動します。**

8. **「消費税の達人」を起動して中間ファイルを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。**

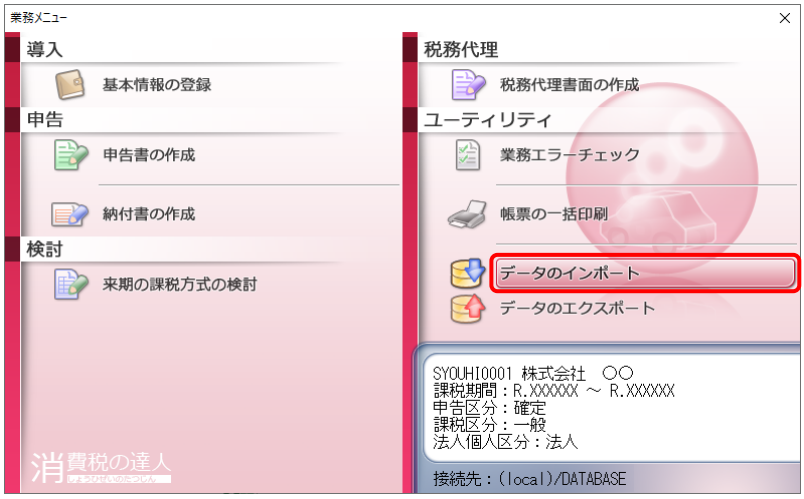

［データのインポート］画面が表示されます。

9. **［中間ファイル（財務会計用）からのインポート］をクリックして選択し（①）、［確定］ボタンをクリックします（②）。**

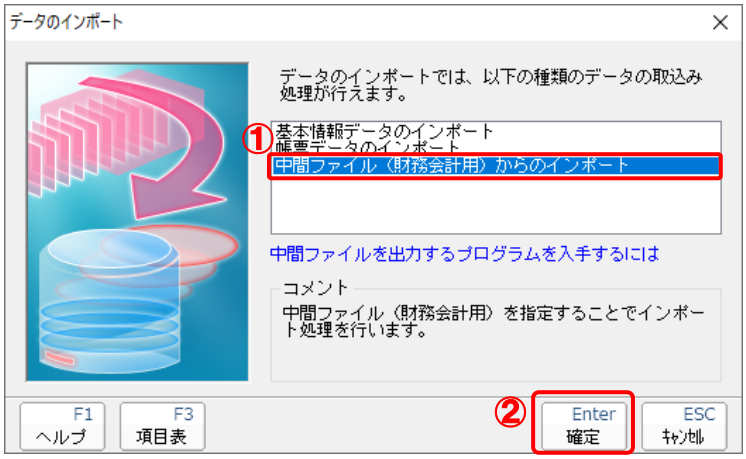

［データインポート］画面が表示されます。

10. **作成した中間ファイルをクリックして選択し（①）、［開く］ボタンをクリックします（②）。**

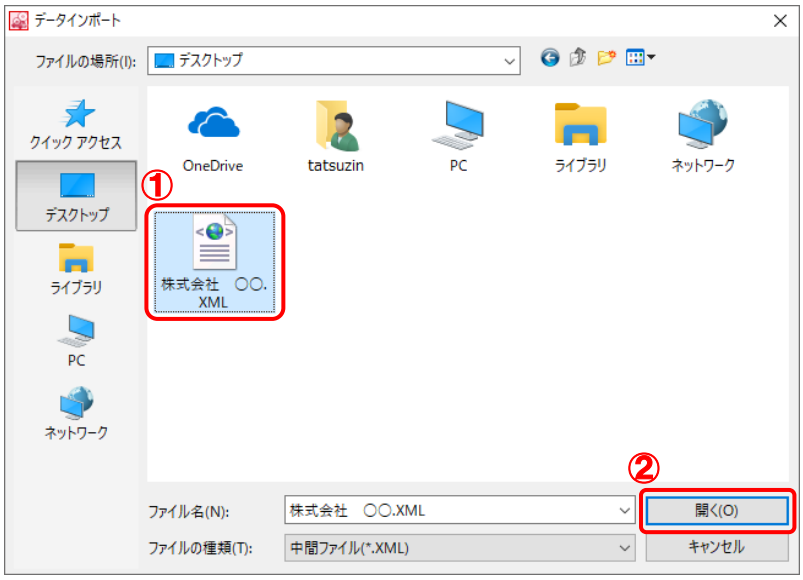

［条件設定（インポート）］画面が表示されます。

11. ［インポート先の指定］を指定し（①）、［確定］ボタンをクリックします（②）。

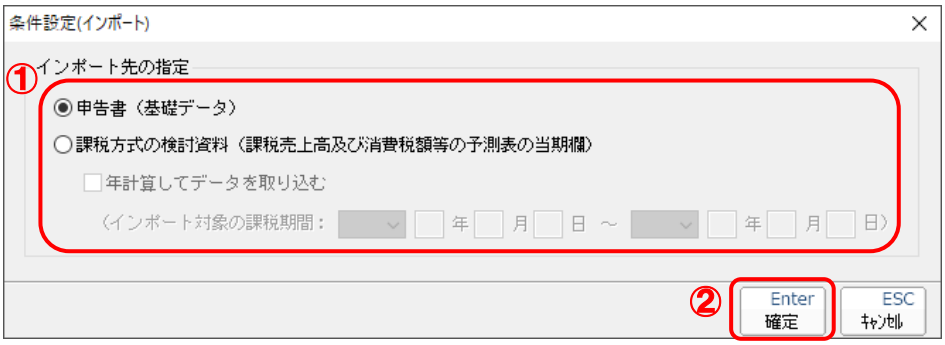

終了画面が表示されます。

12. ［OK］ボタンをクリックします。

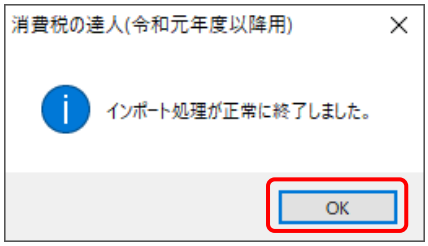

［業務メニュー］画面に戻ります。

以上で、データの取り込みは完了です。

6.連動対象項目

「消費税の達人（令和元年度以降用）fromジョブカン会計 Desktop」では、「ジョブカン会計 Desktop」の消費税申告書資料、消費税の還付申告に関する明細書のデータを取り込みます。

「ジョブカン会計 Desktop」から連動するデータ（連動元）

「ジョブカン会計 Desktop」からは、申告書・付表に関してはナビゲーションバー［決算］－［消費税申告書資料］のデータが連動します。
消費税の還付申告に関する明細書に関しては、ナビゲーションバー［決算］－［還付申告の明細書］－［仕入金額］－［仕入金額等の明細］の［決算額］［左のうち課税仕入れにならないもの］に入力した金額が連動します。

［消費税申告書資料］画面

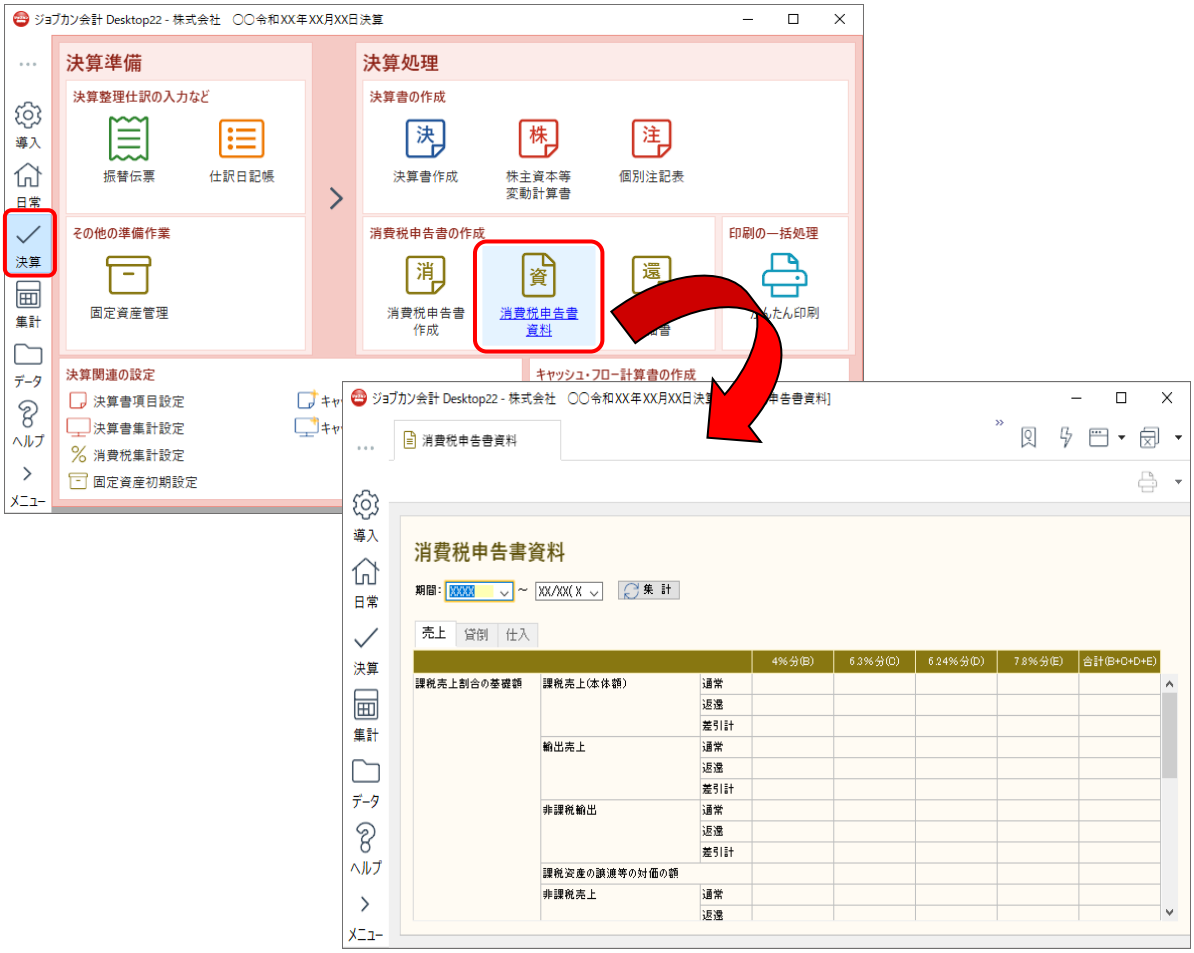

［還付申告の明細書］画面

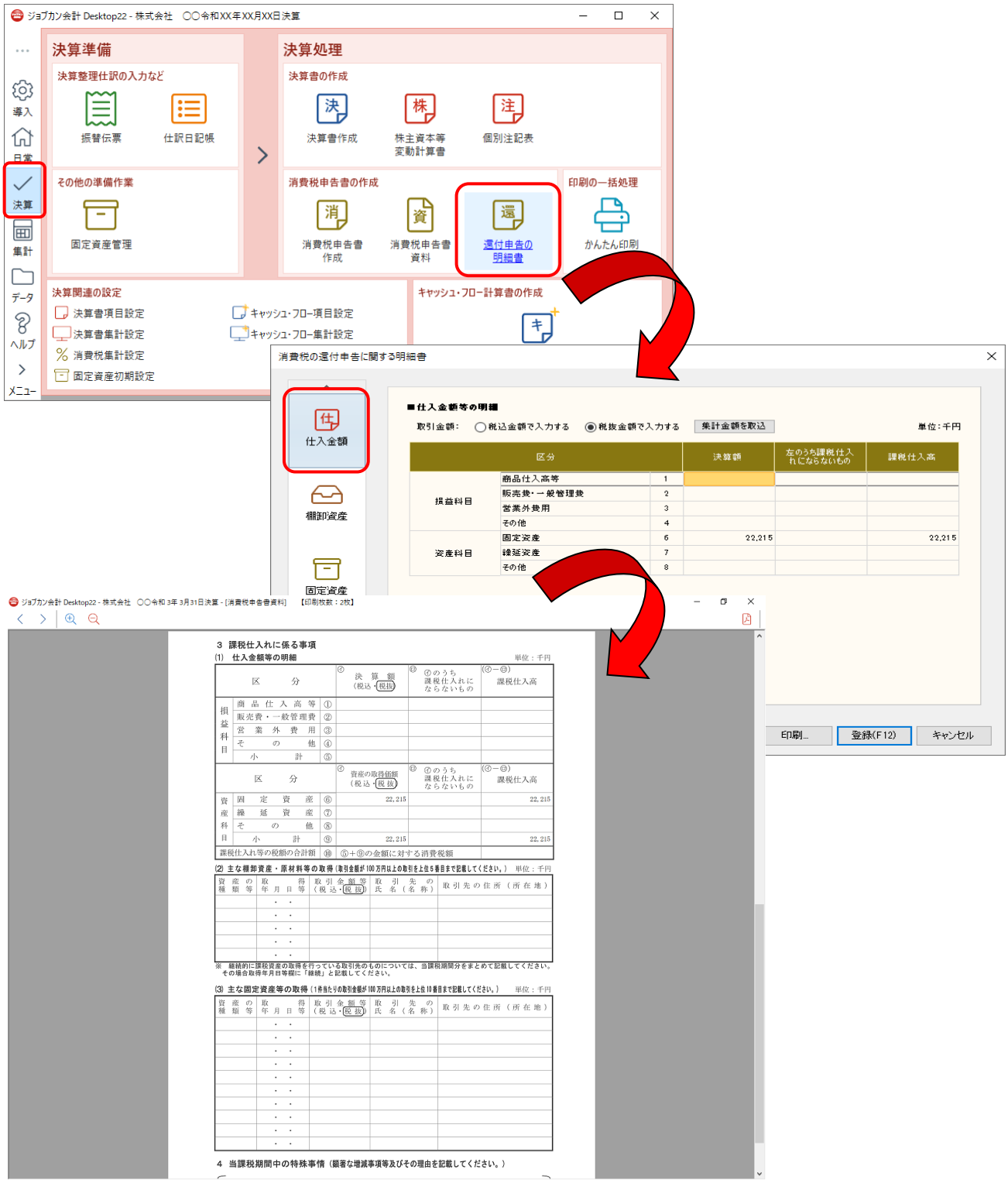
ジョブカン会計 Desktop22 - 株式会社 ○○令和XX年XX月XX日決算
決算準備
決算整理仕訳の入力など
振替伝票
仕訳日記帳
その他の準備作業
固定資産管理
決算処理
決算書の作成
決算書作成
株主資本等変動計算書
個別注記表
消費税申告書の作成
消費税申告書作成
消費税申告書資料
還付申告の明細書
印刷の一括処理
かんたん印刷
決算関連の設定
決算書項目設定
決算書集計設定
消費税集計設定
固定資産初期設定
キャッシュ・フロー項目設定
キャッシュ・フロー集計設定
キャッシュ・フロー計算書の作成
導入
日常
決算
集計
データ
ヘルプ
メニュー
消費税の還付申告に関する明細書
仕入金額
棚卸資産
固定資産
■仕入金額等の明細
取引金額：
税込金額で入力する
税抜金額で入力する
集計金額を取込
単位：千円
区分
決算額
左のうち課税仕入れにならないもの
課税仕入高
損益科目
商品仕入高等
販売費・一般管理費
営業外費用
その他
資産科目
固定資産
繰延資産
22,215
印刷...
登録(F12)
キャンセル
ジョブカン会計 Desktop22 - 株式会社 ○○令和 3年 3月31日決算 - [消費税申告書資料]
【印刷枚数：2枚】
3 課税仕入れに係る事項
(1) 仕入金額等の明細
(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得
(3) 主な固定資産等の取得
4 当課税期間中の特殊事情（顕著な増減事項等及びその理由を記載してください。）

「消費税の達人」に連動するデータ（連動先）

「消費税の達人」に連動するデータは以下のとおりです。次ページ以降の各画面及び帳票の太枠部分が連動対象項目です。

一般用

［基礎データ］画面
- 売上（10%）／（新8%）／（旧8%）／（5%）
- 仕入（10%）／（新8%）／（旧8%）／（5%）
- 貸倒（10%）／（新8%）／（旧8%）／（5%）

［消費税額の調整額］画面
- 10%分／8%分（軽）／8%分（旧）／5%分

付表2－1　課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表［経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用］
付表2－2　課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表［経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用］
付表2－3　課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）
消費税の還付申告に関する明細書（法人用）
課税売上高及び消費税額等の予測表

簡易課税用

［基礎データ］画面
- 売上（10%）／（新8%）／（旧8%）／（5%）
- 返還（10%）／（新8%）／（旧8%）／（5%）
- 貸倒（10%）／（新8%）／（旧8%）／（5%）

課税売上高及び消費税額等の予測表

注意

- （3%）は、連動対象外です。
- 「ジョブカン会計 Desktop」の「還付申告の明細書」は、手入力して明細書を作成する処理です。自動的な集計は行っていません。集計ボタンにより結果を取り込む仕組みになっています。連動を行う場合は、必ず、先に還付申告の明細書の設定を行ってください。

［基礎データ（一般用）］画面

売上（10%）／（新 8%）／（旧 8%）／（5%）

注意

［免税売上（輸出取引等）］［非課税売上・有価証券］［非課税売上・有価証券以外］［非課税資産の輸出等］［免税売上に係る対価の返還］［非課税売上に係る対価の返還］［非課税資産の輸出等の返還］については、「ジョブカン会計 Desktop」では税率毎に管理していません。全て［売上（10%）］タブに集計されます。

仕入（10%）／（新8%）／（旧8%）／（5%）

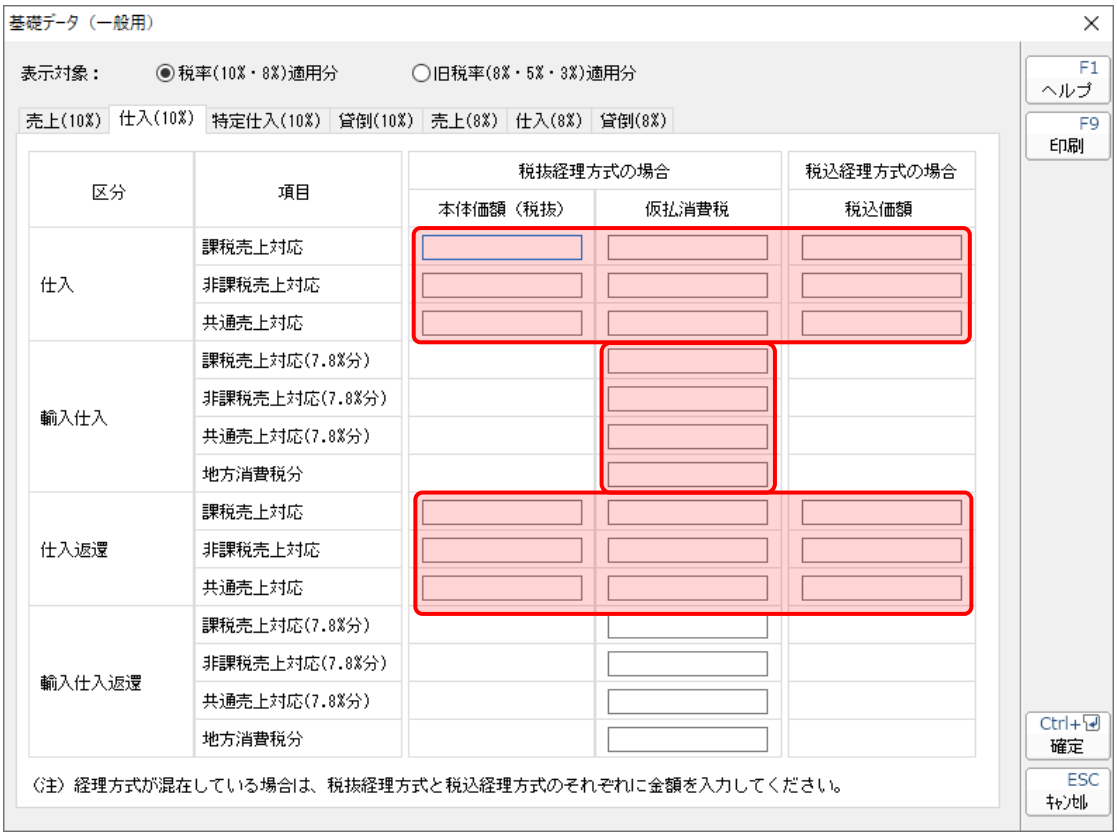

注意

（5%）は［輸入仕入］［輸入仕入返還］がありません。

貸倒（10%）／（新 8%）／（旧 8%）／（5%）

基礎データ（一般用）
表示対象：
税率(10%・8%)適用分
旧税率(8%・5%・3%)適用分
売上(10%)
仕入(10%)
特定仕入(10%)
貸倒(10%)
売上(8%)
仕入(8%)
貸倒(8%)
項目
税抜経理方式の場合
税込経理方式の場合
本体価額（税抜）
仮受消費税
税込価額
貸倒額
貸倒回収金額
(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。
F1
ヘルプ
F9
印刷
Ctrl+
確定
ESC
ｷｬﾝｾﾙ

［消費税額の調整額］画面

10%分／8%分（軽）／8%分（旧）／5%分

付表 2－1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表［経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用］

第４－（２）号様式

付表２－１ 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一 般

課税期間	・・ ～ ・・	氏名又は名称	

項目		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X＋D＋E)
課税売上額（税抜き）	①	(付表1-2の①X欄の金額) 円	円	円	円
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額（①＋②＋③）	④				左記一表の金額へ 非付表2-2の⑤X欄へ
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額（⑤＋⑥）	⑦				左記一表の金額へ 非付表2-2の⑥X欄へ
課税売上割合（④／⑦）	⑧				非付表2-2の⑦X欄へ [端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑨	(付表2-2の⑧X欄の金額)			
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(付表2-2の⑨X欄の金額)	(⑨D欄×6.24/108)	(⑨E欄×7.8/110)	
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	(付表2-2の⑩X欄の金額)	※⑪及び⑫欄は、簡易課税制度を適用する事業者のみ記載する。		
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫	(付表2-2の⑪X欄の金額)		(⑪E欄×7.8/110)	
課税貨物に係る消費税額	⑬	(付表2-2の⑫X欄の金額)			
納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）額	⑭	(付表2-2の⑬X欄の金額)			
課税仕入れ等の税額の合計額（⑩＋⑫＋⑬±⑭）	⑮	(付表2-2の⑭X欄の金額)			
課税売上高が５億円以下、かつ、課税売上割合が95％以上の場合（⑮の金額）	⑯	(付表2-2の⑮X欄の金額)			
課税売上高が５億円超又は課税売上割合が95％未満の場合 個別対応方式 ⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰	(付表2-2の⑯X欄の金額)			
課税売上高が５億円超又は課税売上割合が95％未満の場合 個別対応方式 ⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑱	(付表2-2の⑰X欄の金額)			
課税売上高が５億円超又は課税売上割合が95％未満の場合 個別対応方式 個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 〔⑰＋（⑱×④／⑦）〕	⑲	(付表2-2の⑱X欄の金額)			
課税売上高が５億円超又は課税売上割合が95％未満の場合 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 （⑮×④／⑦）	⑳	(付表2-2の⑲X欄の金額)			
控除税額の調整 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整（加算又は減算）額	㉑	(付表2-2の⑳X欄の金額)			
控除税額の調整 調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用）に転用した場合の調整（加算又は減算）額	㉒	(付表2-2の㉑X欄の金額)			
控除税額の調整 居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した（譲渡した）場合の加算額	㉓	(付表2-2の㉒X欄の金額)			
差引 控除対象仕入税額 〔（⑱、⑲又は⑳の金額）±㉑±㉒＋㉓〕がプラスの時	㉔	(付表2-2の㉓X欄の金額)	※付表1-1の④D欄へ	※付表1-1の④E欄へ	
差引 控除過大調整税額 〔（⑱、⑲又は⑳の金額）±㉑±㉒＋㉓〕がマイナスの時	㉕	(付表2-2の㉔X欄の金額)	※付表1-1の⑤D欄へ	※付表1-1の⑤E欄へ	
貸倒回収に係る消費税額	㉖	(付表2-2の㉕X欄の金額)	※付表1-1の⑥D欄へ	※付表1-1の⑥E欄へ	

注意 1 金額の計算においては、１円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用されたものがある場合は、付表2-2を作成してから付表1-2を作成する。
3 ⑨及び⑩欄には、値引き、返品し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載する。

付表2－2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表［経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用］

第４－（６）号様式

付表２－２ 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一 般

課税期間	・・ ～ ・・	氏名又は名称	

項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A＋B＋C)
課税売上額（税抜き）	①	円	円	円	※付表2-1の①X欄へ 円
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額（①＋②＋③）	④				（付表2-1の②X欄の金額）
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額（⑤＋⑥）	⑦				（付表2-1の③X欄の金額）
課税売上割合（④／⑦）	⑧				（付表2-1の③X欄の割合） [%] 端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑨				※付表2-1の②X欄へ
課税仕入れに係る消費税額	⑩	（⑨A欄×3/103）	（⑨B欄×4/105）	（⑨C欄×6.3/108）	※付表2-1の③X欄へ
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	※⑪A～⑪C欄に、税抜き表示の取引がある事業者のみ記載する。			※付表2-1の④X欄へ
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫			（⑪C欄×6.3/108）	※付表2-1の⑤X欄へ
課税貨物に係る消費税額	⑬				※付表2-1の⑥X欄へ
納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）額	⑭				※付表2-1の⑦X欄へ
課税仕入れ等の税額の合計額（⑩＋⑫＋⑬±⑭）	⑮				※付表2-1の⑧X欄へ
課税売上高が５億円以下、かつ、課税売上割合が95％以上の場合（⑮の金額）	⑯				※付表2-1の⑨X欄へ
課税売上高５億円超又は課税売上割合95％未満の場合 個別対応方式 ⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰				※付表2-1の⑩X欄へ
課税売上高５億円超又は課税売上割合95％未満の場合 個別対応方式 ⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑱				※付表2-1の⑪X欄へ
課税売上高５億円超又は課税売上割合95％未満の場合 個別対応方式 個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 〔⑰＋（⑱×④／⑦）〕	⑲				※付表2-1の⑫X欄へ
課税売上高５億円超又は課税売上割合95％未満の場合 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 （⑮×④／⑦）	⑳				※付表2-1の⑬X欄へ
控除税額の調整 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整（加算又は減算）額	㉑				※付表2-1の⑭X欄へ
控除税額の調整 調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用）に転用した場合の調整（加算又は減算）額	㉒				※付表2-1の⑮X欄へ
控除税額の調整 居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した（譲渡した）場合の加算額	㉓				※付表2-1の⑯X欄へ
差引 控除対象仕入税額 〔（⑱、⑲又は⑳の金額）±㉑±㉒＋㉓〕がプラスの時	㉔	※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ	※付表2-1の⑰X欄へ
差引 控除過大調整税額 〔（⑱、⑲又は⑳の金額）±㉑±㉒＋㉓〕がマイナスの時	㉕	※付表1-2の⑤A欄へ	※付表1-2の⑤B欄へ	※付表1-2の⑤C欄へ	※付表2-1の⑱X欄へ
貸倒回収に係る消費税額	㉖	※付表1-2の⑥A欄へ	※付表1-2の⑥B欄へ	※付表1-2の⑥C欄へ	※付表2-1の⑲X欄へ

注意 1 金額の計算においては、１円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、旧税付表を作成してから付表2-1を作成する。
3 ⑪、⑫及び⑬のX欄は、付表2-1の⑤欄を計算した後に記載する。
4 ⑨及び⑩欄には、値引き、返品し、割戻しなど仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載する。

付表2－3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

第４－(10)号様式

付表２－３ 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一 般

課税期間	・・ ～ ・・	氏名又は名称	

項目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A＋B)
課税売上額（税抜き）	①	円	円	円
免税売上額	②			
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③			
課税資産の譲渡等の対価の額（①＋②＋③）	④			第一表の⑩へ
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤			
非課税売上額	⑥			
資産の譲渡等の対価の額（⑤＋⑥）	⑦			第一表の⑪へ
課税売上割合（④／⑦）	⑧			〔 %〕
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑨			
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(⑨A欄×6.24/108)	(⑨B欄×7.8/110)	
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪			
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫		(⑪B欄×7.8/100)	
課税貨物に係る消費税額	⑬			
納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）額	⑭			
課税仕入れ等の税額の合計額（⑩＋⑫＋⑬±⑭）	⑮			
課税売上高が５億円以下、かつ、課税売上割合が95％以上の場合（⑮の金額）	⑯			
課税売上高が５億円超又は課税売上割合が95％未満の場合 個別対応方式 ⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰			
課税売上高が５億円超又は課税売上割合が95％未満の場合 個別対応方式 ⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑱			
課税売上高が５億円超又は課税売上割合が95％未満の場合 個別対応方式 個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 〔⑰＋（⑱×④／⑦）〕	⑲			
課税売上高が５億円超又は課税売上割合が95％未満の場合 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 （⑮×④／⑦）	⑳			
控除税額の調整 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整（加算又は減算）額	㉑			
控除税額の調整 調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用）に転用した場合の調整（加算又は減算）額	㉒			
控除税額の調整 居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した（譲渡した）場合の加算額	㉓			
差引 控除対象仕入税額 〔（⑯、⑲又は⑳の金額）±㉑±㉒＋㉓〕がプラスの時	㉔	付表1-3の⑭A欄へ	付表1-3の⑭B欄へ	
差引 控除過大調整税額 〔（⑯、⑲又は⑳の金額）±㉑±㉒＋㉓〕がマイナスの時	㉕	付表1-3の⑮A欄へ	付表1-3の⑮B欄へ	
貸倒回収に係る消費税額	㉖	付表1-3の⑮A欄へ	付表1-3の⑮B欄へ	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 ⑨及び⑪欄には、値引き、返品し、割戻しなど仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載する。

消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）

3　課税仕入れに係る事項

(1)　仕入金額等の明細

区分			㋑ 決算額（税込・税抜）	㋺ 左のうち課税仕入れにならないもの	(㋑－㋺) 課税仕入高
事業所得	仕入金額（製品製造原価）	①	円	円	円
	必要経費	②			
	固定資産等の取得価額	③			
	小計（①＋②＋③）	④			
不動産所得	必要経費	⑤			
	固定資産等の取得価額	⑥			
	小計（⑤＋⑥）	⑦			
所得	仕入金額	⑧			
	必要経費	⑨			
	固定資産等の取得価額	⑩			
	小計（⑧＋⑨＋⑩）	⑪			
課税仕入高の合計額		⑫	④、⑦、⑪の合計額を記載してください。		
課税仕入れ等の税額の合計額		⑬	⑫の金額に対する消費税額		

(2)　主な棚卸資産・原材料等の取得（取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。）

資産の種類等	取得年月日等	取引金額等（税込・税抜）	取引先の氏名（名称）	取引先の住所（所在地）
	・　・	円		
	・　・			
	・　・			
	・　・			
	・　・			

※　継続的な取引先については、当課税期間中の取引金額の合計額を記載し、取得年月日等欄には「継続」と記載してください。

(3)　主な固定資産等の取得（1件当たりの取引金額が100万円以上の取引を上位5番目まで記載してください。）

資産の種類等	取得年月日等	取引金額等（税込・税抜）	取引先の氏名（名称）	取引先の住所（所在地）
	・　・	円		
	・　・			
	・　・			
	・　・			
	・　・			

4　令和　　年中の特殊事情（顕著な増減事項等及びその理由を記載してください。）

（　　）

（2／2）

消費税の還付申告に関する明細書(法人用)

3 課税仕入れに係る事項

(1) 仕入金額等の明細　　単位：千円

区分			㋑ 決算額(税込・税抜)	㋺ ㋑のうち課税仕入れにならないもの	(㋑－㋺) 課税仕入高
損益科目	商品仕入高等	①			
	販売費・一般管理費	②			
	営業外費用	③			
	その他	④			
	小計	⑤			
区分			㋑ 資産の取得価額(税込・税抜)	㋺ ㋑のうち課税仕入れにならないもの	(㋑－㋺) 課税仕入高
資産科目	固定資産	⑥			
	繰延資産	⑦			
	その他	⑧			
	小計	⑨			
課税仕入れ等の税額の合計額		⑩	⑤＋⑨の金額に対する消費税額		

(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得 (取引金額が100万円以上の取引を上位5番目まで記載してください。)　　単位：千円

資産の種類等	取得年月日等	取引金額等(税込・税抜)	取引先の氏名(名称)	取引先の住所(所在地)
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

※ 継続的に課税資産の取得を行っている取引先のものについては、当課税期間分をまとめて記載してください。
その場合取得年月日等欄に「継続」と記載してください。

(3) 主な固定資産等の取得 (1件当たりの取引金額が100万円以上の取引を上位10番目まで記載してください。)　　単位：千円

資産の種類等	取得年月日等	取引金額等(税込・税抜)	取引先の氏名(名称)	取引先の住所(所在地)
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

4 当課税期間中の特殊事情(顕著な増減事項等及びその理由を記載してください。)

〔　　〕

(2／2)

課税売上高及び消費税額等の予測表（一般用）

課税売上高及び消費税額等の予測表

顧問先コード：
顧問先名　　：

1．基礎データ

期間	当期（　年度）		来期（　年度）		来々期（　年度）	
税率	8.00 %	10.00 %	8.00 %	10.00 %	8.00 %	10.00 %
課税売上						
（第1種（卸売業））						
（第2種（小売業））						
（第3種（製造業等））						
（第4種（その他））						
（第5種（サービス業等））						
（第6種（不動産業））						
免税売上						
非課税売上・有価証券						
非課税売上・有価証券以外						
課税仕入						
（課税売上対応）						
（共通売上対応）						
（非課税売上対応）						
固定資産購入予定額						
調整対象固定資産購入						
高額特定資産取得						
自己建設高額特定資産該当						
課税貨物に係る消費税額						
納税の免除変更の調整税額						
控除税額の調整						
貸倒回収に係る消費税額						
貸倒れに係る税額						
期首における資本金等の額 ※1						

※1 法人設立1期目の場合に入力してください。

2．課税売上高及び課税売上割合

期間	当期（　年度）	来期（　年度）	来々期（　年度）
課税売上高			
課税売上高（特定期間）			
課税売上割合	%	%	%

3．消費税額

期間	来期（　年度）			来々期（　年度）		
課税方式	簡易課税	一般課税		簡易課税	一般課税	
		個別対応	一括比例		個別対応	一括比例
課税標準額						
消費税額						
控除税額						
納付税額						
譲渡割額						
合計税額						
備考						

［基礎データ（簡易課税用）］画面

売上（10%）／（新8%）／（旧8%）／（5%）

注意

［免税売上（輸出取引等）］については、「ジョブカン会計 Desktop」では税率毎に管理していません。全て［売上（10%）］タブに集計されます。

返還（10%）／（新 8%）／（旧 8%）／（5%）

基礎データ（簡易課税用）
表示対象：
税率(10%・8%)適用分
旧税率(8%・5%・3%)適用分
売上(10%)
返還(10%)
貸倒(10%)
売上(8%)
返還(8%)
貸倒(8%)
項目
税抜経理方式の場合
税込経理方式の場合
本体価額（税抜）
仮受消費税
税込価額
課税売上返還
第１種事業
第２種事業
第３種事業
第４種事業
第５種事業
第６種事業
事業区分「０」
課税売上に係る対価の返還　計
免税売上に係る対価の返還
（注）経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。
事業区分「0」の加算先指定
自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第６種事業に加算します。
自動加算
F1
ヘルプ
F9
印刷
Ctrl+
確定
ESC
ｷｬﾝｾﾙ

貸倒（10%）／（新8%）／（旧8%）／（5%）

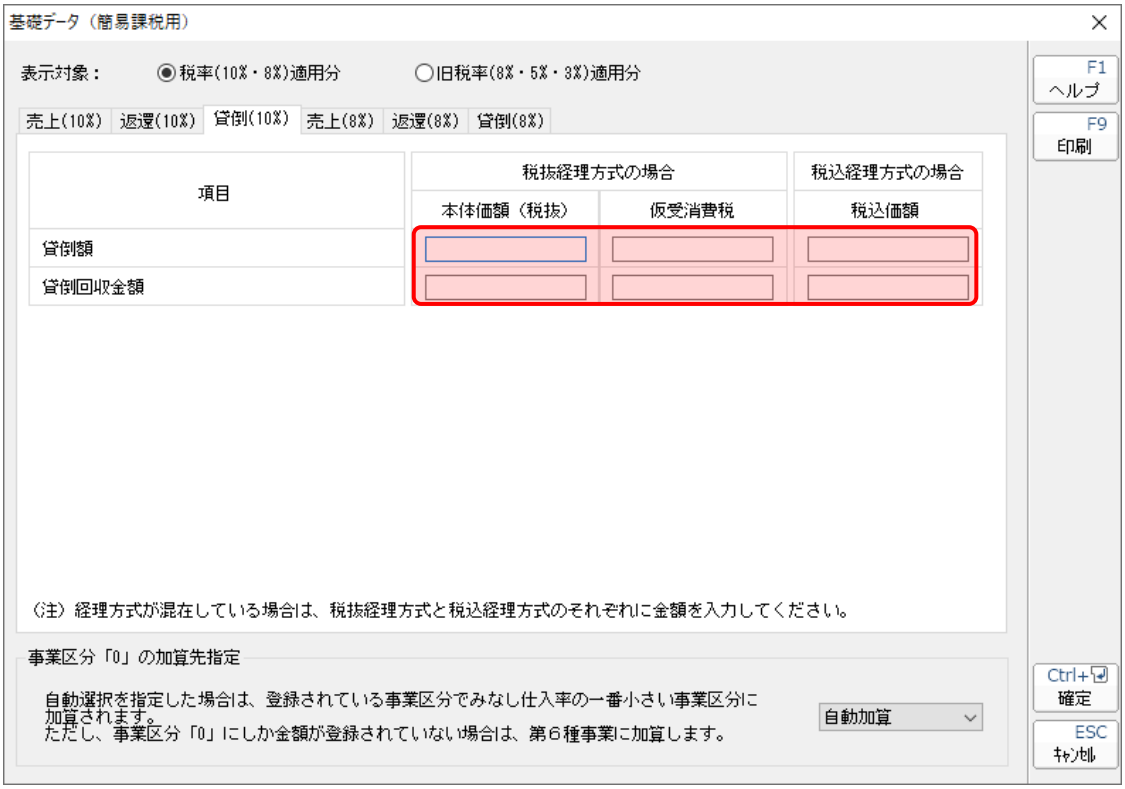
基礎データ（簡易課税用）
表示対象：
税率(10%・8%)適用分
旧税率(8%・5%・3%)適用分
売上(10%)
返還(10%)
貸倒(10%)
売上(8%)
返還(8%)
貸倒(8%)
項目
税抜経理方式の場合
税込経理方式の場合
本体価額（税抜）
仮受消費税
税込価額
貸倒額
貸倒回収金額
（注）経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。
事業区分「0」の加算先指定
自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。
自動加算
F1
ヘルプ
F9
印刷
Ctrl+
確定
ESC
ｷｬﾝｾﾙ

課税売上高及び消費税額等の予測表（簡易課税用）

課税売上高及び消費税額等の予測表

顧問先コード：
顧問先名　　：

1．基礎データ

期間	当期（　年度）		来期（　年度）		来々期（　年度）	
税率	8.00 %	10.00 %	8.00 %	10.00 %	8.00 %	10.00 %
課税売上						
（第1種（卸売業））						
（第2種（小売業））						
（第3種（製造業等））						
（第4種（その他））						
（第5種（サービス業等））						
（第6種（不動産業））						
免税売上						
非課税売上・有価証券						
非課税売上・有価証券以外						
課税仕入						
（課税売上対応）						
（共通売上対応）						
（非課税売上対応）						
固定資産購入予定額						
調整対象固定資産購入						
高額特定資産取得						
自己建設高額特定資産該当						
課税貨物に係る消費税額						
納税の免除変更の調整税額						
控除税額の調整						
貸倒回収に係る消費税額						
貸倒れに係る税額						
期首における資本金等の額 ※1						

※1 法人設立1期目の場合に入力してください。

2．課税売上高及び課税売上割合

期間	当期（　年度）	来期（　年度）	来々期（　年度）
課税売上高			
課税売上高（特定期間）			
課税売上割合	%	%	%

3．消費税額

期間	来期（　年度）			来々期（　年度）		
課税方式	簡易課税	一般課税		簡易課税	一般課税	
		個別対応	一括比例		個別対応	一括比例
課税標準額						
消費税額						
控除税額						
納付税額						
譲渡割額						
合計税額						
備考						

7.アンインストール方法

「消費税の達人（令和元年度以降用）fromジョブカン会計 Desktop」をコンピュータからアンインストールするには、以下の手順で行います。

注意

アンインストール作業中に［ユーザーアカウント制御］画面が表示されることがあります。その場合は［はい］ボタンをクリックして作業を進めてください（必要に応じてパスワードを入力します）。

1. **Windowsのスタートメニュー［Windowsシステムツール］－［コントロールパネル］をクリックします。**

［コントロールパネル］画面が表示されます。

※ Windows 8.1の場合は、［アプリ］画面に表示されている［消費税の達人（令和元年度以降用）fromジョブカン会計 Desktop］を右クリック－［アンインストール］をクリックし、手順3に進みます。

2. **［プログラムのアンインストール］をクリックします。**

［プログラムのアンインストールまたは変更］画面が表示されます。

※ ［コントロールパネル］画面をアイコン表示にしている場合は、［プログラムと機能］をクリックします。

3. **［消費税の達人（令和元年度以降用）fromジョブカン会計 Desktop］をクリックして選択し、［アンインストール］をクリックします。**

確認画面が表示されます。

4. **［はい］ボタンをクリックします。**

アンインストールが開始されます。

5. **［アンインストール完了］画面が表示されたら、［完了］ボタンをクリックします。**

以上で、「消費税の達人（令和元年度以降用）fromジョブカン会計 Desktop」のアンインストールは完了です。

8.著作権・免責等に関する注意事項

- Microsoft®、Windows®は米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- その他、記載された会社名およびロゴ、製品名などは該当する各社の商標または登録商標です。
- 本文中、®マークは明記しておりません。
- 「消費税の達人（令和元年度以降用）fromジョブカン会計 Desktop」の内容は、著作権法によって保護されています。弊社の許可を得ず、転載・複写・複製等はできません。

消費税の達人（令和元年度以降用）
fromジョブカン会計 Desktop 運用ガイド

2022年5月14日改訂版